

規程改正の概要

件 名	地方独立行政法人山梨県立病院機構組織規程の一部改正
内 容	<p>1 平成31年度法人の組織の改編等に伴い、地方独立行政法人山梨県立病院機構組織規程の一部を改正する。</p> <p>2 改正内容</p> <p>(1) 中央病院関係 ゲノム解析センター、ゲノム診療センター及び周産期遺伝子診療センターをがんセンター局の直轄とし、総合ゲノム診療統括部を廃止する。(別表(第12条関係))</p> <p>(2) 北病院関係 ① 訪問看護ステーションの設置に伴い、課長等の職として「訪問看護ステーション長」を設置する。(第19条) ② 社会生活支援部の下に「訪問看護ステーション」を設置する。 (別表(第12条関係))</p>
特記事項	平成31年4月1日から施行する。

地方独立行政法人山梨県立病院機構組織規程案 新旧対照表

	新	旧
第1条～第18条 略 (課長等)	<p>第1条～第18条 略</p> <p>(課長等)</p> <p>第19条 中央病院に総務課長、企画経理課長、医事課長を、北病院に総務医事課長、地域生活支援室長、リハビリテーション室長及び訪問看護ステーション長を置く。</p> <p>2 課長、室長及びステーション長は、上司の命を受け、課の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。</p>	<p>第1条～第18条 略</p> <p>(課長等)</p> <p>第19条 中央病院に総務課長、企画経理課長、医事課長を、北病院に総務医事課長、地域生活支援室長及びリハビリテーション室長を置く。</p> <p>2 課長及び室長は、上司の命を受け、課の事務を掌理し、所屬職員を指揮監督する。</p>

地方独立行政法人山梨県立病院機構組織規程 別表(第12条関係) 新旧対照表 (平成31年4月1日施行分)

別表(第12条関係)		別表(第12条関係)	
病院名	局	統括部	部
中央病院	事務局	統括部	経営部 企画監理課 医事課
医療安全・感染対策局	医療安全・感染対策室	医療安全・感染対策室	医療安全・感染対策室
労働安全対策局	労働安全対策室	労働安全対策室	労働安全対策室
医療局	教育研修センター	臨床研修センター	臨床研修センター
総合診療・感染症センター	医療教育・感染症センター	総合診療・感染症センター	医療教育・感染症センター
肺がん・呼吸器病センター	肺がん・呼吸器病センター	肺がん・呼吸器病センター	肺がん・呼吸器病センター
循環器病センター	循環器病センター	循環器病センター	循環器病センター
肝胆脾・消化器病センター	小児循環器病センター	肝胆脾・消化器病センター	小児循環器病センター
内科系第一診療統括部	肝胆脾・消化器病センター	消化器病センター	消化器病センター
内科系第二診療統括部	新生児内科	新生児内科	新生児内科
外科系第一診療統括部	精神科	精神科	精神科
外科系第二診療統括部	乳腺外科	乳腺外科	乳腺外科
外科系第三診療統括部	整形外科	整形外科	整形外科
中央診療統括部	集中治療室	集中治療室	集中治療室
放射線部	臨床工学科	放射線診断科 放射線治療科	放射線診断科 放射線治療科
検査部	臨床検査科	検体検査科 生理検査科 病理診断科 輸液管理科	検体検査科 生理検査科 病理診断科 輸液管理科
救命救急センター	救命救急センター	救命救急センター	救命救急センター
周産期センター	周産期センター	周産期センター	周産期センター
患者支援センター	患者支援センター	患者支援センター	患者支援センター
臨床試験管理センター	入院試験センター	臨床試験管理センター	臨床試験管理センター
がんセンター局	がんセンター局	がんセンター局	がんセンター局
通院型がんセンター	がん診療センター	がん診療センター	がん診療センター
通院型がんセンター	がん診療センター	がん診療センター	がん診療センター
薬剤部	薬剤部	薬剤部	薬剤部
看護部	看護部	看護部	看護部

新

旧

新

旧

別表(第12条関係)					
別表(第12条関係)		別表(第12条関係)		別表(第12条関係)	
病院名	局	部	課	部	課
北病院	事務局	統括部		統括部	
	医療安全管理室				
	社会生活支援部			社会生活支援部	
	医療部			医療部	
	看護部			看護部	

別表(第12条関係)					
別表(第12条関係)		別表(第12条関係)		別表(第12条関係)	
病院名	局	部	課	部	課
北病院	事務局	統括部		統括部	
	医療安全管理室				
	社会生活支援部			社会生活支援部	
	医療部			医療部	
	看護部			看護部	